

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：34507

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2016

課題番号：24792552

研究課題名(和文) インクルーシブ教育システム構築に向けた発達障害児への就学支援の在り方に関する考察

研究課題名(英文) Strategy of supporting children with developmental disorder to transition to primary school for the construction of the inclusive education system

研究代表者

有馬 志津子 (Arima, Shizuko)

甲南女子大学・看護リハビリテーション学部・准教授

研究者番号：60324787

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：目的：本研究は、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、自閉症スペクトラム障害をもつ児の就学移行支援の在り方を検討することである。方法：小学校1～2年生の自閉症スペクトラム障害の児をもつ母親8名に、就学移行支援に関するニーズについて半構造化面接調査をし質的に分析した。結果：医療機関、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育園、教育委員会、放課後児童クラブにおける支援への意見があげられた。

研究成果の概要(英文)：OBJECTIVES: This study was conducted to analyze strategy of supporting children with autism spectrum disorders to transition to primary school for the construction of the inclusive education system.  
METHODS: Data was collected through semi-structured interviews with 8 mothers of children with autism spectrum disorders enrolled grades 1-2 to assess support before and after admission to elementary schools. Their answers were analyzed qualitatively.  
RESULTS: Opinions on support for medical institutions, child development support center, day service such as after school, nursery school, board of education, school for after school children raised.

研究分野：公衆衛生看護学

キーワード：インクルーシブ教育 発達障害 就学支援

### 1. 研究開始当初の背景

2005年に「発達障害者支援法」が施行され、7年が経過した。その間、2006年に第61回国連総会において「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、2008年に発効した。2013年2月現在、155カ国が署名し、127カ国が批准している。我が国は2007年に署名し、2014年1月に批准した。発達障害も法の対象として明文化され、医療、保健、福祉、教育などの分野で支援策が全国で展開されるようになった。その努力の成果もあり、発達障がいや自閉症スペクトラム障害などの用語は広く知られるようにはなった。しかし、発達障がいにどんな障がい特性や背景があり、どんな状況で困り、その時はどんなサポートがあれば助かるのかなど本質的な理解を得られるようになったわけではない。

特に、教育の分野では、2005年に特殊教育から特別支援教育への転換をはかり、障害者権利条約の第24条で障がい児教育は障がいを理由に分けない「インクルーシブ教育」とすることが決まり、さらに大きな転機を迎えることとなった。2009年に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、そこで障がいのある子どもとない子どもが共に教育をうけるというインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえることが示された。2010年に中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、2012年に同文科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が出された。そして、現在、就学相談、就学決定でのよりきめ細やかで柔軟な指導、障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮、その基礎となる環境整備、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、教職員の専門性向上などを目指した取り組みが進められている。

しかし、発達障がい児の就学において、小学校・学級の検討期は家族に大きな負担がかかる時期であることや、18歳未満の家族の26%しか希望した園・学校に入れないことが指摘されている。就学前の保護者からは、取りうる学び場の選択肢の幅も広がり、子どもは教師から学ぶ以上に同年齢の子どもから学ぶメリットも分かりつつも、その一方で、一人一人のニーズに応じた対応が十分できないため、学習で著しい遅れを生じたり、周囲との関係から取り残されいじめを受けたりすることで、二次障がいを起こすことを危惧し、就学先に悩んでいるとの声も聞かれている。また、特別支援教育の理念が浸透し、システムが構築されつつあるが、なお、幼稚園や保育園から提示される就学先決定や教育内容の根拠の不明確さ、就学先決定や個別の支援計画の作成や活用について保護者と

の連携の在り方の不明確さ、障がい児の意思決定が發揮されやすい状況になっていないなど就学の段階での課題も指摘されている。

### 2. 研究の目的

そこで、本研究では発達障がいの幼児期の支援の中で、特に就学にむけた移行支援の在り方を検討するために、当事者の視点からニーズを明らかにすることを目的とした。

### 3. 研究の方法

#### (1) 研究参加者

障がい児・者とその家族を支援するA市にあるNPO法人に依頼をし、推薦を得た方に対して、本研究の主旨と方法を説明し協力の同意が得られた、A市在住の低学年の発達障がい児(対象児)もつ保護者8名とした。

#### (2) データ収集方法

面接期間は2012年10月～12月、面接場所は研究協力者が希望した所で行った。面接時間は90分で1名につき1回実施し、インタビューは研究責任者が半構造的に行った。

#### (3) 調査項目

対象児の年齢、性別、困難に気づいた年齢と内容、診断を受けた年齢と受けるまでの期間、診断名、手帳の所持と級、利用する福祉サービス、就学先、きょうだいの年齢・障がいの有無、家族内の就業者については、調査票への記入を依頼した。

面接内容は、就学先の決定に至った背景、子ども自身や保護者の意向とその理由、就学に向けての不安、就学に向けた支援体制、就学後の状況など質問を用意し、その他は自由に語ってもらうよう依頼した。

#### (4) 分析方法

面接内容は、研究責任者が録音機から逐語録を作成した。収集されたデータを繰り返し読み、コード化し、カテゴリ化してテーマを抽出し、現象を説明する。コード化とは、文章、段落などある意味をもつかたまりに名前をつける(要約する)ことである。カテゴリ化とは同じ意味内容をもつコードを集めて分類することである。このようにして浮かび上がってきたカテゴリ間の関係性を図式化し、概念と属性との関係を一覧表にして比較することなどによって、テーマやコアカテゴリを見出す。

#### (5) 用語の表記と定義

「障害」の表記は、障がい者制度改革推進会議における作業チームが取りまとめた報告、研究者および研究参加者が在住する大阪府が定めた方針に従い、法令、個人名称等は「障害」とし、その他は「障がい」とした。保護者への依頼文等は、診断の有無にかかわらず「発達障害」という用語は用いず「発達に困難のある児」とした。

「発達支援」の用語は、障がいのある子どもの発達上の課題を達成していくことその他、家族支援、地域支援を包含した概念として用いている。

#### (6) 倫理的配慮

本研究はA大学医学部保健学倫理委員会の

承認を得て実施した。面接に先立ち、研究参加者に対して、目的、研究の意義、対象者に選定された理由、期間、方法、利益と不利益、自由意志での協力、個人情報保護と管理、結果の公表、連絡先について書面と口頭により説明し、同意書を交わした。

#### 4. 研究成果

##### (1) 研究参加者の概要(表1)

表1 研究参加者の概要

ID	年齢 性別	気づいた 年齢 内容	診断時の 年齢 診断名 <sup>a)</sup>	手帳の 所持・級	就学先	きょうだい 年齢・性別	きょうだい 診断名	就業者 <sup>b)</sup>
A	6歳 女児	3歳	4歳 広汎性発 達障害	無	小学校 通級による指導	8歳 女児	無	父親 母親
B	7歳 男児	2歳 言葉の遅 れ	4歳 広汎性発 達障害	療育手帳 B2	小学校 特別支援学級	4歳	無	父親 母親
C	7歳 男児	1歳6か 月 言葉の遅 れ 視線が合 わない	3歳 知的障害 を伴う自 閉症	療育手帳 B1	特別支援学校 小学部	9歳 女児	有 高機能自閉 症 LD(ディス レクシア)	父親
D	8歳 女児	2歳 言葉の遅 れ 指さしを しない	3歳 知的障害 を伴う自 閉症	療育手帳 B2	小学校 特別支援学級	8歳 男児	無	父親
E	8歳 男児	1歳6か 月 言葉の遅 れ 多動	3歳	療育手帳 B1	特別支援学校 小学部	11歳 男児	無	父親
F	7歳 男児	2歳 言葉の遅 れ	3歳 知的障害 を伴う自 閉症 軽度難聴	療育手帳 B1 身体障害者手 帳 6級	特別支援学校 小学部	12歳 男児	無	父親 母親
G	8歳 男児	1歳6か 月 言葉の遅 れ	3歳 知的障害 を伴う自 閉症	療育手帳 A	特別支援学校 小学部	10歳	無	父親
H	6歳 男児	1歳6か 月 言葉の遅 れ	5歳 高機能広 汎性発達 障害	精神保健福祉 手帳 2級	小学校 特別支援学級	無	非該当	父親 母親

<sup>a)</sup> 2013年に発表されたDSM5版では、広汎性発達障害は自閉症スペクトラム障害と変更され、診断基準も大きく変わった。本研究は改定前の調査であったため、旧診断名を記載する。

<sup>b)</sup> 対象児からみた状況を示す。

発達の困難さに気づいた年齢では、1歳6か月が4名、2歳が3名、3歳が1名であった。

診断時の年齢は3歳が5名、4歳が2名、5歳が1名であった。

診断名では、広汎性発達障害が2名、知的障害を伴う自閉症が4名、高機能広汎性発達障害1名、不明1名であった(2013年に発表されたDSM5版では、広汎性発達障害は自閉症スペクトラム障害と変更され、診断基準も大きく変わった。本研究は改定前の調査であったため、旧診断名を記載する)。

手帳の所持・級では、有りが7名、無しが1名で、有りのうち、療育手帳のみが5名(A:1名、B1:2名、B2:2名)、療育手帳(B1)と身体障害者手帳が1名、精神保健福祉手帳が1名であった。過去・現在利用したサービスでは、児童発達支援センターが8名、放課後児童クラブが2名、放課後等デイサービスが4名であった。

就学先では、小学校の特別支援学級が4名、特別支援学校小学部が4名であった。

きょうだいの有無では、有りが7名、無しが1名であった。きょうだいの年齢では、12歳が1名、11歳が1名、10歳が1名、9歳が1名、8歳が2名、4歳が1名であった。

きょうだいの性別では、男児が3名、女児が2名、不明が2名であった。

きょうだいの障害の有無では、無しが6名、有りが1名(高機能自閉症、LD)であった。

保護者の就業状況では、両親が4名、父親のみが4名であった。

##### (2) 自閉症スペクトラム障害がある児をもつ母親が認知した就学にむけた移行支援におけるニーズ

母親が認知した支援には、かかりつけ医からの就学先のアドバイス、児童発達支援センターの先生や保護者間ネットワーク、放課後等デイサービスからのアドバイス、保育園での通園・一時保育の経験、対象児自身の意志の尊重、就学先の見学・体験での児の様子を観察、教育委員会との相談、原学級と支援学級との双方の懇談会、放課後児童クラブと支援学校との調整等があげられた。

母親から出た要望では、保育園での大人の目、母親の葛藤・悩みの理解、就学先の見学・体験(原学級の体験)、特別支援学級の先生の異動・引継ぎ・経験の少なさの解消、要フォロー児に対する教員・介助員の不足、部屋の狭さ、学校間の差の是正、校長先生の頑張り、放課後児童クラブの指導員による個別な対応、放課後等デイサービスの受け入れ枠の増加、児の状況に合わせた地域交流の機会、幼少期から継続した医師からの支援、中学・高校の進学に向けた不安の解消等があげられた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

研究参加者の保護者8名はすべて母親であった。

対象児の年齢では、6歳が2名、7歳が3名、8歳が3名であった。性別は男児が6名、女児が2名であった。

〔学会発表〕(計0件)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

有馬 志津子 (ARIMA, Shizuko)

甲南女子大学・看護リハビリテーション学  
部・准教授

研究者番号：60324787